

掲示第4号

指定保税地域の追加指定に関する公聴会の開催について

金沢港指定保税地域の追加指定について、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催するので、同法施行令第31条第1項の規定により公告する。

令和8年1月13日

大阪税関長　日置重人

記

1. 事案

指定保税地域の追加指定の対象

土地

名称：金沢港 戸水地区

所在地：金沢市戸水町タ63-2、73-2、84、カ115-1

面積：984.20 m²

地域：金沢市戸水町地内戸水ふ頭岸壁の指定保税地域の西端の地点をいとし、同点から北西に346度35分45秒2.833メートル地点をG、同点から北東に76度35分30秒370メートルの地点を基準点Hとし、同点から南東に165度35分30秒2.487メートルの地点をA、同点から南西に256度32分17秒370メートルの地点の基準点いを順次結んだ線により囲まれた土地984.20平方メートル。

2. 公聴会の日時

令和8年1月29日（木）午後1時30分から午後2時30分まで

3. 公聴会の場所

大阪税関金沢税関支署会議室

石川県金沢市湊4丁目13番地（金沢港湾合同庁舎内）